

# 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例措置の内容

## 【現行】

◎中途(60歳未満)脱退は、原則認めない。

### 【例外】

以下の要件を満たす場合に認める。

- ①企業型年金の加入者でないこと
- ②個人型年金の加入資格がないこと  
(公務員、専業主婦等)
- ③通算拠出期間が3年以下又は  
年金資産額が50万円以下
- ④資格喪失した日から2年以内 等

## 【今回の特例】

特例措置期間:平成28年3月31日まで

◎以下の場合に、脱退一時金の支給を認める。(法第34条)

### 【特例適用の前提条件】

- ◇震災で住居又は家財に損害を受けていること  
(価額の概ね1/3以上)
- ◇生活再建等を行う場所の市町村がこの特例に係る復興推進計画の認定を受けていること

### 【要件】

- ①《企業型》震災により2年以内に退職  
《個人型》震災後2年以内に掛金の拠出を停止し、運用の指図のみを行っていること
- ②請求時点で被用者(2号被保険者)でないこと
- ③請求時点で6月以上個人型の掛金拠出がないこと
- ④年金資産額が100万円以下
- ⑤住宅の再建や事業再開など、生活再建等を行う場所の市町村長が認めた者であること 等

## 【市町村が行う事務】

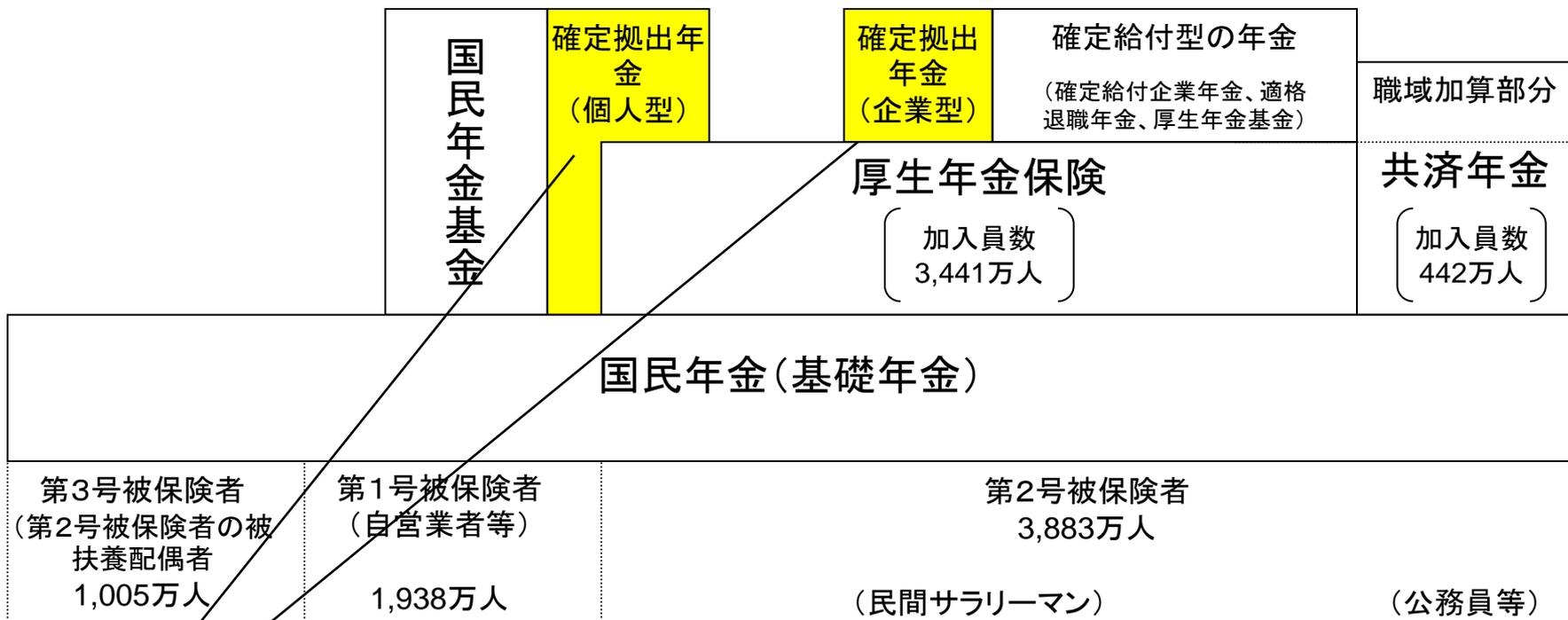
○「脱退一時金使用証明願」への証明(様式への押印等)  
※その他の受付・審査等の事務は、国民年金基金連合会または運営管理機関が行う。

(参考)

# 年金制度の体系

(数値は、平成23年3月末)

( 加入員数 55万人 )	( 加入者数 12万人 )	( 加入者数 371万人 )	( 加入者数 1,300万人 )
------------------	------------------	-------------------	---------------------



## 確定拠出年金 制度概要

- ・拠出される掛金が個人ごとに明確に区分され、拠出した掛金を自ら選択した商品(預貯金、投資信託等)で運用し、掛金とその運用益との合計額が将来受け取る年金額となる仕組み
- ・年金資産が個人ごとに管理され、転職等の際には、転職先の制度に移管可能
- ・雇用の流動化や確定給付型の企業年金の運用状況の悪化などを背景に平成13年に導入



※復興特区制度において、中途脱退による一時金の支払い要件を緩和する特例措置創設